

第78号議案

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園の共同処理する事務の変更 及び規約の一部変更の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園において共同処理する事務を変更し、及び北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

加東市長 岩根 正

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約の一部を変更する規約

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約（昭和41年兵庫県指令地第5017号）の一部を次のように変更する。

第3条を次のように改める。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、障害種別にかかわらず多様な障害のある子どもを対象に、専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う地域における障害児支援の中核的役割を担うための施設を設置し、当該施設の管理及び運営に関する事務を共同で処理する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

第78号議案 要旨

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園の共同処理する事務の変更
及び規約の一部変更（要旨）

1 協議理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）第2条の規定により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正されたことに伴い、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園において共同処理する事務を変更するとともに、規約の一部を変更することを組合を組織する地方公共団体と協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

2 協議内容

児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園において共同処理する事務を変更すること。

3 施行期日 令和6年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p><u>第3条 組合は、障害児を保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練及び治療を行うための施設を設置し、当該施設の管理及び運営に関する事務を共同で処理する。</u></p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p><u>第3条 組合は、障害種別にかかわらず多様な障害のある子どもを対象に、専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う地域における障害児支援の中核的役割を担うための施設を設置し、当該施設の管理及び運営に関する事務を共同で処理する。</u></p>